

よくあるお問合せ

1 特別徴収義務に関するお問合せ

問1 なぜ特別徴収を行わなくてはならないのか？

地方税法第321条の4の規定により、所得税を源泉徴収している給与支払者(事業主)は、従業員の個人住民税を特別徴収していただくこととなります。

事業主や従業員の意思で特別徴収するかどうかを選択することはできません。

従業員が前年中に給与の支払いを受けた者で、課税年度の初日(4月1日)現在、給与の支払いを受けている場合は、原則として特別徴収していただくこととなります。

特別徴収は、あくまで特別徴収義務者(給与支払者)が従業員の個人住民税を徴収して納入いただく制度ですので、納入書を従業員本人には渡さずに特別徴収義務者でご使用ください。

2 税額決定・変更通知書の内容等に関するお問合せ

問2 すでに退職や転勤した者が、税額決定・変更通知書に載っているがなぜか？

① 「異動届出書」を未提出の場合

退職や転勤をされた方について「異動届出書」の提出が必要です。ご提出いただいていない場合は、豊中市へ「異動届出書」のご提出をお願いいたします。

➡ [異動届出書の記入方法 17～18ページ](#)

② 「異動届出書」を提出済みの場合

「異動届出書」を豊中市にご提出いただいても、受け付けさせていただいた時期により「税額決定・変更通知書」へ反映されないことがあります。

令和6年(2024年)5月にお送りする令和6年度当初の「税額決定・変更通知書」に「異動届出書」の内容を反映できるのは、令和6年(2024年)4月15日までに「異動届出書」を受け付けさせていただいている場合となります。

それ以降にご提出いただいた場合は、「異動届出書」の内容を反映した「税額決定・変更通知書」を最短で5月30日に発送予定です。この発送分のみ税額に変更があった月以降の納入書を同封していますので、変更月をご確認の上差し替えをお願いいたします。

変更通知書については、変更があった人のみを記載していますので、従業員が複数いる場合は初回の決定通知書についても破棄せず保管をお願いいたします。

また、退職や転勤をされた方が令和5年中に他市町村から豊中市に転入された場合、「異動届出書」を転入前の市町村には提出したが、豊中市には提出していないといったことも考えられます。

令和6年(2024年)1月1日時点で豊中市にお住まいの方につきましては、豊中市へ「異動届出書」を提出していただく必要があります。

問3 特別徴収が行えない従業員も、特別徴収の対象として通知されたがどうすればよいのか？

「異動届出書」の「異動の事由」欄に記載がある事由及び、次の事由に該当する方は、「異動届出書」をご提出いただくことで特別徴収の対象外とすることができます。

➡ [異動届出書の記入方法 17～18ページ](#)

- 退職された方または給与支払報告書を提出する年の5月31日までに退職予定の方
 - 給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
 - 給与の支払期間が不定期な方(例:給与の支払が毎月ではない)
 - 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方(乙欄適用者)
- なお、上記以外の事由では、原則、特別徴収の対象外とすることはできません。

問4 税額決定・変更通知書に記載されていない従業員がいるがなぜか？

① 給与支払報告書を提出期限までに提出済みの場合

個人市・府民税は1月1日にお住まいの市町村にて課税することとされており、従業員の方が1月1日時点で豊中市以外の市町村にお住まいであることが判明した場合は、豊中市にご提出いただいた給与支払報告書を、豊中市から該当の市町村へ転送しています。

従業員の方の1月1日時点でのお住まいをご確認いただき、該当の市町村からの「税額決定・変更通知書」の記載内容をご確認願います。

また、ご提出の給与支払報告書に記載いただいた住所が、本市で把握している住所(住民基本台帳に登録のある住所等)と一致しないときは、ご本人様や事業主の方に書類をお送りし、住所地の確認をさせていただく場合があります。

このように住所地の確認が完了していない時点では、「税額決定・変更通知書」への記載を行っておりませんので、現時点で送付している「税額決定・変更通知書」により特別徴収税額の納入をお願いします。

当市での住所地が確認された後、「税額決定・変更通知書」をお送りいたします。

② 給与支払報告書の提出が遅かった場合、または未提出の場合

給与支払報告書の提出期限(毎年1月末日(土曜日、日曜日または休日のときは、その翌開庁日))を過ぎて提出された場合は、「税額決定・変更通知書」に内容が反映できない場合があります。

また、豊中市に給与支払報告書を提出していない場合は、速やかにご提出ください。

事務処理手続きの完了後、該当の方の「税額決定・変更通知書」をお送りいたします。

③ 転勤の「異動届出書」が提出されていない場合

関連会社からの移籍や出向などにより他社から新たに就職された方で、前職の勤務先から転勤の「異動届出書」が提出されていないときは、前職で特別徴収のままとなっていることがあります。

前職の勤務先に「異動届出書」が提出済みかどうかをご確認願います。

前職の勤務先に確認が難しい場合は、市民税課(06-6858-2133)までご連絡ください。

④ 12月以降に入社して「特別徴収切替依頼書」が提出されていない場合

12月以降に入社したため、個人住民税が特別徴収となっておらず、普通徴収の取り扱いとなっている場合は、「特別徴収切替依頼書」の提出が必要になります。

➡ 切替依頼書の記入方法 20ページ

⑤ 別の特別徴収義務者で特別徴収されている場合

当市では、2か所以上の勤務先から給与の支払がある場合、従たる給与に係る特別徴収税額も含めてその全額を、主たる給与の支払者において特別徴収することとなっています。

そのため、従たる給与の支払者の特別徴収税額の通知には、記載されていないことがあります。

問5 提出した給与支払報告書の内容で計算した住民税額と、金額が違うのはなぜか？

納税者本人が計算する申告納税の所得税とは異なり、住民税は市町村が収集した課税資料に基づき税額を計算する賦課課税方式の税金です。

そのため、提出された給与支払報告書以外に、年金支払報告書や確定申告書などがある場合は、それら全てを合算して税額計算いたします。

勤務先の年末調整で適用できない医療費控除などを追加するために、納税義務者(従業員等)本人が確定申告をされることはよくありますので、給与支払報告書の内容だけで計算した住民税額と異なる場合があります。

問6 給与支払報告書を誤って提出していたことが判明したが、どのようにしたらよいか？

① 給与支払報告書の提出先市町村を誤っていた場合

当市宛てに任意様式で、次の3項目を記入した「給与支払報告書取り下げ依頼書」を提出願います。

1. 該当者の氏名、生年月日、給与報告書に記載した豊中市の住所と正しい居住地の住所
2. 取下げ理由(他市住所〇〇での居住と判明したためなど)
3. 特別徴収義務者指定番号、名称、所在地、担当者及び連絡先

また、正しい提出先の市町村には、特別徴収義務者から給与支払報告書を提出し直してください。

② 給与支払報告書の所得や控除の内容を誤っていた場合

給与支払報告書「訂正分」を当市宛てに提出願います。その際には、**摘要欄に朱書きで「訂正分」とご記入**願います。

3 退職や転勤または就職された方に関するお問合せ

問7 特別徴収している従業員が、年度の途中で退職(休職)した場合はどうするのか？

退職により月々の給与から特別徴収できなくなった住民税の残税額について、

A) 普通徴収に切り替えて納税義務者(従業員等)本人の自宅に納付書を送付するか

B) 特別徴収義務者で退職時の給与等からまとめて徴収して納入するか

いずれかの徴収方法に変更するための手続きとして、「異動届出書」の提出が必要になります。

➡ 異動届出書の記入方法 17～18ページ

退職される納税義務者(従業員等)の特別徴収税額が、非課税で0円の場合でも提出が必要です。

また、令和7年(2025年)5月1日から同年5月31日までに退職されて、令和6年度(2024年度)の特別徴収が全て完了している場合でも、必ず退職の「異動届出書」の提出をお願いします。

「異動届出書」を令和7年(2025年)4月16日以降に提出された場合は、令和7年度(2025年度)の住民税についても処理の都合上、特別徴収で通知が届くことになります。

その場合は、後日改めて退職処理をした通知を送付しますので、ご了承願います。

「異動届出書」を提出されましたら、以降は納入書の金額を訂正してご納入ください。

➡ 納入書の記入方法 13～15ページ

なお、特別徴収している従業員が1人だけで、その方が退職された場合でも、特別徴収の納入書は従業員本人には絶対に渡さないでください。

提出が遅れた場合には、特別徴収が継続されたままの状態であるため、未納分について督促状等を特別徴収義務者に送付することがあります。

問8 特別徴収している従業員が、別の会社に勤務することになった場合はどうするのか？

納税義務者(従業員等)の特別徴収義務者が変更になる場合、「異動届出書」の提出が必要になり、「転勤」として処理されます。

転勤元と転勤先の特別徴収義務者の間で、転勤元での徴収済月と転勤先での開始月と未徴収税額の金額をご確認のうえでご提出願います。 **➔ 異動届出書の記入方法 18ページ**

転勤元での徴収最終月と転勤先での徴収開始月を連続できないときは、転勤先での徴収が開始可能な月をご記入いただきましたら、転勤先での残りの月数で調整した月割額に変更して、市から通知します。

転勤先が豊中市で初めて特別徴収を開始する場合で、特別徴収義務者指定番号がまだ付与されていないときは、転勤先の指定番号は空欄のままをご提出ください。

提出が遅れた場合には、特別徴収が継続されたままの状態であるため、未納分について督促状等を転勤元の特別徴収義務者に送付することがあります。

問9 普通徴収から新たに特別徴収に切り替えたい従業員がいるが、どのようにしたらよいか？

納税義務者(従業員等)本人が納付書にて納付する普通徴収から、特別徴収へ切り替える場合には、「特別徴収切替依頼書」をご提出ください。 **➔ 切替依頼書の記入方法 20ページ**

納付書で納付済みの分や納期限が過ぎている分は、特別徴収へ切り替えることはできません。

切替処理が完了後に市から特別徴収税額の月額を通知しますので、通知をご確認いただいたうえで納入をお願いします。

納税義務者(従業員等)本人の未納の納付書については、重複納付を防ぐため、特別徴収義務者にて回収し、破棄していただきますようお願いいたします。

4 特別徴収義務者の名称や所在地等の変更に関するお問合せ

問10 特別徴収義務者の名称や所在地等が変更になった場合は、どうすればよいのか？

特別徴収義務者(給与支払者)の名称や所在地等が変更になった場合は、「名称・所在地等変更届出書」をご提出ください。 **➔ 変更届出書の記入方法 22ページ**

納入書については、特別徴収義務者指定番号に変更がなければ、そのままご使用できます。

また、休業、解散又は合併により、特別徴収が継続できなくなる場合には、特別徴収税額の有無に関わらず、特別徴収している従業員全員について「異動届出書」の提出もお願いいたします。

➔ 異動届出書の記入方法 17ページ

問11 特別徴収義務者が合併や分割により新たな法人になった場合は、どうすればよいのか？

特別徴収義務者（給与支払者）が合併や分割となった場合は、「名称・所在地等変更届出書」をご提出ください。

➔ 変更届出書の記入方法 22ページ

解散会社に特別徴収をしている従業員等がいる場合は、特別徴収している従業員全員について、転勤での「異動届出書」の提出が必要です。

転勤の処理が完了しましたら市から通知しますので、新しい特別徴収義務者指定番号をご確認いただいたうえで、ご納入願います。

誤った特別徴収義務者指定番号で納入された場合は、別の義務者からの納入とみなされて、収納確認ができないため、督促状等が発送される場合がありますので、ご注意ください。

問12 特別徴収に係る通知等を所在地以外に送付してほしい場合は、どうすればよいのか？

「名称・所在地等変更届出書」で、書類送付先を届け出てください。

➔ 変更届出書の記入方法 22ページ

5 特別徴収税額の変更や還付に関するお問合せ

問13 特別徴収税額が変更になる通知がきたが、どうすればよいのか？

変更となった税額をご確認いただき、変更となった徴収月以降の月々の納入書の金額を訂正してご納入ください。

➔ 納入書の記入方法 13～15ページ

また、既に徴収して納入済みの月に遡って、減額となっている場合もありますので、変更となった徴収月にご注意ください。

減額による過納額の取り扱いについての詳細は、10ページ「②現年度の特別徴収税額の減額・還付」をご参照願います。

問14 前年度の特別徴収税額が減額になる通知がきたが、どうすればよいのか？

毎年、5月から6月の間は、新年度（令和6年度）の特別徴収税額の通知だけでなく、前年度（令和5年度）の特別徴収税額の変更に係る通知も送られることがあります。

前年度（令和5年度）の特別徴収税額の変更については、特別徴収義務者で納入額の調整は不要です。

納税義務者（従業員等）本人宛てに、市から還付の通知や納付書の送付をしているため、特別徴収義務者で納入額を調整されますと、二重還付や二重納付が発生するおそれがありますので、ご注意ください。

税額変更の通知や税額の取り扱いについての詳細は、11ページ「③前年度の特別徴収税額の変更・還付」をご参照願います。

6 特別徴収税額の納入に関するお問合せ

問15 特別徴収税額の納入は、口座振替にできるのか？

現在、給与に係る特別徴収では口座振替による自動引落しを取り扱っておりません。その他の納入方法については、9ページ「①納入方法」をご参照願います。

問16 毎月納入するのではなく、一年間分をまとめて先に納入できるのか？

個人住民税の特別徴収とは、毎月納税義務者(従業員等)の給与から個人住民税を徴収し、毎月納入いただく制度です。

年度途中で納税義務者(従業員等)が退職や転勤する場合や、納税者が確定申告等を提出したり、税務署や市が調査を行うことで所得や控除に変更が生じて、年度途中に月々の税額が変更になる場合がありますので、月々で納入いただきますようお願いいたします。

また、一定の要件を満たす場合には、納期を年12回から年2回とする「納期の特例」という制度が利用できますので、詳細は10ページ「④納期の特例」をご参照願います。

問17 従業員が1人だけなので、特別徴収の納入書を本人に渡して納付してもいいのか？

特別徴収は、あくまで特別徴収義務者(給与支払者)が従業員の個人住民税を徴収して納入していただく制度ですので、従業員本人には絶対に渡さずに特別徴収義務者でご使用ください。

特別徴収で未納があった場合は、特別徴収義務者に督促状が送付され、納入期限を過ぎたときは、その翌日から延滞金が計算されます。

従業員が退職して特別徴収ができなくなった場合でも、特別徴収の納入書は従業員本人には絶対に渡さないでください。

もし、納付がなかった場合は特別徴収義務者(給与支払者)の滞納とみなされ、滞納処分の対象となる可能性があります。

問18 給与が翌月支払なので、6月分は7月の給与から徴収して8月10日に納入するのか？

「特別徴収税額決定・変更通知書」で通知する徴収月は、例えば6月分については、6月に給与を支払う際に徴収をお願いするもので、6月に勤務した分の対価にあたる給与からの徴収をお願いするものではありません。

6月分は6月に支払う給与から徴収して、7月10日までに納入願います。

問19 特別徴収税額を誤って納入してしまったが、どうすればよいのか？

納入金額が過納となった場合は、還付させていただくか、これから納入する月の納入金額から減額して調整していただくことができます。

納入金額に不足がある場合は、予備の納入書で追加納入いただくか、これから納入する月の納入金額に増額して調整していただくことができます。

これから納入する月の納入金額を減額又は増額して調整していただきましたら、税務管理課より充当通知書が届くことがありますが、この通知書は充当の処理が完了したというお知らせですので、返送や連絡等の必要はありません。

調整の連絡やご不明な点等があれば、税務管理課(06-6858-2159)までご連絡願います。

なお、納入期限到来済の未納額につきましては、納入期限の翌日から納入までの日数によっては延滞金がかかります。また、調整いただいた場合でも、納入時期によっては督促状等が送付されることがありますので、ご注意ください。

問20 地方税納入サービスで金額変更手続きが間に合わないときは、どうすればよいのか？

納入書で納入いただくか、翌月以降の納入金額で調整して納入いただくことができます。

納入書が必要な場合は、市民税課(06-6858-2133)までご連絡いただきましたら郵送します。

なお、納入期限到来済の未納額につきましては、納入期限の翌日から納入までの日数によっては延滞金がかかります。また、調整いただいた場合でも、納入時期によっては督促状等が送付されることがありますので、ご注意ください。

問21 退職で一括徴収したがこれまでどおり毎月の納入金額で納めたいときは、どうすればよいのか？

「異動届出書」を記入いただく際に、一括徴収欄にある「左記の一括徴収した税額は__月分で納入します。」の「__」に「月々」とご記入ください。

一括徴収欄にて「月々」ではなく特定の納入月が記入されているにもかかわらず、毎月の納入金額で納入された場合、一括徴収月では未納、一括徴収月より後の月では過納が発生しますので、ご注意ください。納入金額に過不足が発生した場合は、6 ページ「問 19」をご参照願います。

➔ 異動届出書の記入方法 17ページ

問22 特別徴収税額の過不足についての照会文書が届いたが、どうすればよいのか？

退職や転勤された方の異動届出書の提出漏れ、税額変更前の金額での納入、異動届出書の記載誤り、またはその他の誤納といった様々な理由により、特別徴収税額で過不足が生じている特別徴収義務者に対して、税務管理課より照会文書「市府民税特別徴収についての照会」を送付することがあります。

照会文書には、市で調査して推測された過不足の原因を記載しておりますが、複数の原因が重なっている場合もございますので、特別徴収義務者にて改めてご確認いただいたうえでご連絡願います。

7 その他のお問合せ

問23 「eLTAX」(エルタックス)[電子申告・申請・納税]は、どうやったら利用できるのか？

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ： <https://www.eltax.lta.go.jp/>

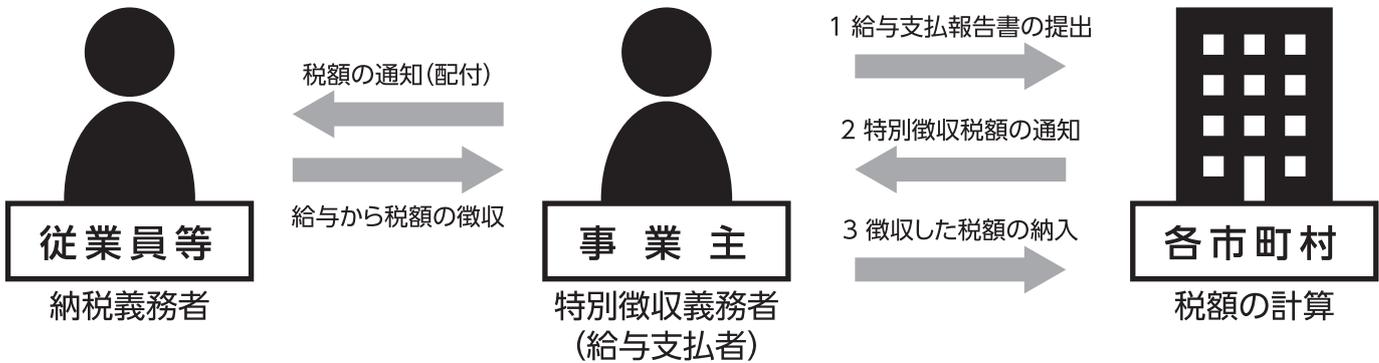
なお、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAXホームページの「よくあるご質問」： <https://eltax.custhelp.com/>



個人市・府民税の特別徴収について

個人市・府民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与を支払う際に、従業員等の個人市・府民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員等の居住する市町村に納入していただく制度です。



1 給与支払報告書の提出

毎年1月末までに、事業主（給与支払者）が、前年中に支払った給与等について給与支払報告書を作成して、従業員等の1月1日現在の住所地の市町村に提出します。

基準年（前々年）の所得税に対する源泉徴収票の提出枚数が100枚以上ある事業者については、eLTAX（電子申告）または光ディスク等による電子データでの提出が義務付けられています。

2 特別徴収義務者の指定と税額の通知

① 特別徴収義務者の指定

毎年5月末までに、本冊子表紙記載のとおり、市から特別徴収義務者の指定を行います。

給与支払報告書の提出の際に添付された総括表の報告人員にもとづき、特別徴収で通知していますが、普通徴収切替理由書の添付がなかった場合も特別徴収として扱います。

② 税額の通知

提出された給与支払報告書にもとづき、市で給与所得に係る税額を計算して通知します。

ただし、給与所得以外に他の所得がある方で、納税義務者（従業員等）が所得税の確定申告等において、給与所得以外の所得に係る個人市・府民税の徴収方法について、特別徴収を選択した場合は、給与所得以外の所得に係る個人市・府民税額についても、特別徴収税額として徴収していただきます。

令和6年度より、これまでeLTAXや光ディスクで給与支払報告書を提出した場合に選択できた「特別徴収税額決定通知（特別徴収義務者用）の書面（正本）+電子データ（副本）」での受け取りが廃止されました。これにより、「書面（正本）」または「電子データ（正本）」のいずれか一方での受け取りとなります。給与支払報告書の提出時に電子（正本）を選択した場合は、eLTAXで税額決定通知をお送りしており郵送での通知はありません。

併せて、eLTAXで給与支払報告書を提出した場合のみ、特別徴収税額通知（納税義務者用）について「電子データ」での受け取りを選択できるようになりました。こちらを選択された場合は納税義務者用（従業員等用）の書面による通知をお送りしていませんのでeLTAXにて通知をご確認ください。

3 特別徴収税額の納入

① 納入方法

各納入方法のメリット、デメリットをご理解いただいたうえ、納期限までにご納入ください。

各納付方法について
くわしくはこちら



ア) 市公金取扱金融機関等窓口払い

納入書裏面に記載の市公金取扱金融機関等にて現金で納入いただけます。

なお、近畿2府4県以外のゆうちょ銀行・郵便局で新たに納入を希望される場合は、その

ゆうちょ銀行・郵便局に「指定通知書」を提出する必要があります(eL-QRは利用できません)。

➔ 指定通知書の様式 23ページ

イ) 地方税共通納税システム

地方税共同機構のeLTAXが取り扱う以下の方法を利用して納入する方法です。詳しくはeLTAXホームページ(7ページ問23)をご覧ください。

◆情報リンク方式

(インターネットバンキングへログイン後納付)

◆オンライン方式

(ペイジー対応ATM等で利用できる番号の発行)

◆ダイレクト方式

(即時または期日を指定した口座振替〔事前口座登録要〕)

◆クレジットカード納付

(1,000万円未満まで〔別途決済手数料要〕)

※利用上のご注意

- 正確な納入データ反映のため、豊中市から送付している税額決定・変更通知書を確認のうえ、**1つの指定番号につき1つの利用者ID**を取得し、利用するようお願いいたします。
- 「納付情報発行依頼」を行う際、**指定番号欄はハイフン抜きで入力**してください(手入力で納付情報を作成される場合、税額決定・変更通知書を電子で受け取っている方については、「番号転記」をクリックすることで指定番号を入力できます)。
- 金額は、税額決定・変更通知書を確認し、**課税状況に合わせて入力**してください。退職等の異動が同通知書に未反映の場合は、**実際の徴収状況に合わせて入力**してください。

ウ) 地方税納入サービス

各取扱金融機関が提供する、特別徴収義務者に代わって住民税の納入手続きを行うサービスを利用する方法です。詳しくは各取扱金融機関にお問い合わせください。なお、利用に当たっては、豊中市の市町村コード「272035」や特別徴収義務者指定番号に誤りがないようご注意ください。

お問い合わせ先

➔ 税務管理課 06-6858-2170

② 納入書

通知を送付する時期によって、同封する納入書の有無や枚数が異なります。

ア) 5月中旬の当初決定通知

→6月から翌年5月までの12か月分(納入額印字済)と予備の2か月分(白紙)の計14枚。

イ) 5月末頃の税額変更通知

→7月以降の税額を変更した通知となっておりますので、**当初決定通知の納入書と全て差し替えて使用してください。**

ウ) 6月以降の税額変更通知

→新たな納入書は送付しませんので、**上記ア)またはイ)にて送付した納入書を金額訂正して使用してください。**

➔ 納入書の記入方法 13～15ページ

納入書の金額を訂正する場合は、光学式文字読取装置(OCR)で直接読み込みますので、黒色ボールペンで枠からはみ出さないように丁寧に記入願います。また、納入書を汚したり折り曲げたりしますと、機械が誤読する恐れがありますので、ご注意ください。

③ 納入期限

納入期限は、徴収した月の翌月10日となっており、納入期限までに納入がない場合は、後日、督促状等をお送りすることがありますので、ご注意ください。なお、10日が土日祝日にあたる場合は翌開庁日が納入期限となります。

納入期限を過ぎると、その翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、税額に各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合）に年7.3%の割合を加算した割合か、年14.6%の割合のいずれか少ない割合（納入期限の翌日から1か月を経過する日までの期間につきましては、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合か、年7.3%の割合のいずれか少ない割合）を乗じて計算した額の延滞金を加算して納入していただきます。

詳しくは、債権管理課（06-6858-2161）までお問い合わせください。

④ 納期の特例

給与の支払を受ける従業員等が常時10人未満の特別徴収義務者（給与支払者）に限り、市に申請して承認を受けた場合には、納期を年12回から年2回（6月分から11月分までを12月10日納入期限、12月分から翌年5月分までを翌年6月10日納入期限）とすることができます。

詳細な要件、適用開始月等については、市ホームページ「市・府民税特別徴収税額の納期の特例」をご覧ください。電子申込システムからオンライン申請をお願いします。詳しくは、税務管理課（06-6858-2157）までお問い合わせください。

承認の際には、承認書を送付いたしますが、新たな納入書は送付しませんので、11月分又は5月分の納入書の金額を訂正してご使用ください。

4 特別徴収税額の変更・還付

① 特別徴収税額の変更

毎年5月に特別徴収税額の通知をした後に、その税額に変更が生じたときは、「税額決定・変更通知書」により、変更後の特別徴収税額を通知します。

6月以降に特別徴収税額に変更があった場合、変更後の特別徴収税額をご確認のうえ、当初にお送りした納入書の金額を訂正してご使用ください。変更後の納入書は同封しておりません。

なお、特別徴収税額の変更は、納税義務者（従業員等）が退職や転勤した場合以外にも、納税義務者（従業員等）による確定申告書等の提出や、税務署や市の調査によって所得や控除が増減した場合にも生じます。特別徴収義務者が把握していない原因によって、年度途中で月々の税額が変更になる場合がありますので、最新の課税状況及び納入金額にご注意ください。

➔ 納入書の記入方法 13～15ページ

② 現年度の特別徴収税額の減額・還付

変更後の税額が、既に納入された特別徴収税額を下回った場合、過納となります。過納となった金額は、次のいずれかの取り扱いになります。

ア. 市から納税義務者（従業員等）本人に直接還付【納税義務者（従業員等）本人に還付通知書一式を送付】

→ 納税義務者（従業員等）本人が「請求書兼振込依頼書」を市に返送

イ. 市から特別徴収義務者に還付【特別徴収義務者に還付通知書一式を送付】

→ 特別徴収義務者が「請求書兼振込依頼書」を市に返送

ウ. これから納入する月の納入金額に充当【特別徴収義務者に充当通知書を送付】

→ 市からの通知のみで、返送や連絡等は不要

イ又はウの取り扱いとする場合、必要に応じて特別徴収義務者から納税義務者（従業員等）本人に還付等の調整をお願いいたします。

左記ア～ウいずれかの取り扱いとして、あらかじめ特別徴収義務者にて調整を済まされている場合は、税務管理課(06-6858-2159)までご連絡ください。

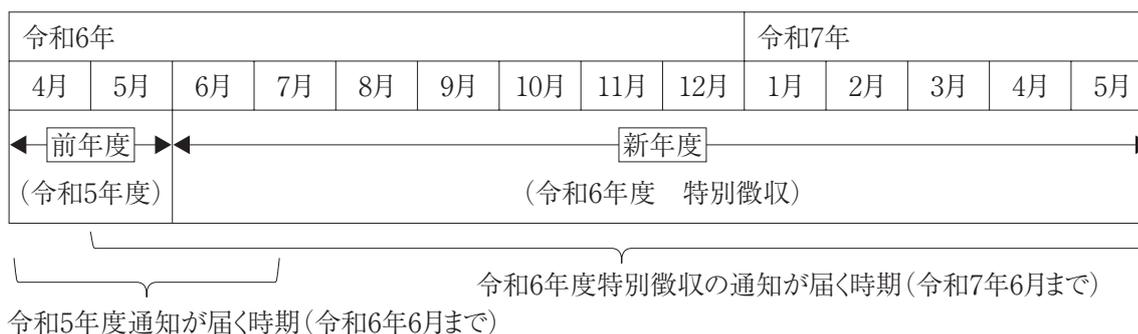
ご連絡がない場合は、税額変更の通知を送付してから、後日、税務管理課から別途文書又は電話にて、ア～ウいずれの取り扱いにするかを照会いたします。特別徴収義務者と調整のうえで処理を行うため、税額変更の通知をした時点では、還付手続きに関する書類は同封していません。

なお、税務管理課からの照会は、収納状況の確認をもって行いますので、日数を要することがあります。

特別徴収義務者と連絡が取れない場合は、特別徴収義務者に還付させていただきますので、ご了承ください。

③ 前年度の特別徴収税額の変更・還付

給与所得等に係る特別徴収は、前年中の所得をもとに毎年5月に年税額を決定し、6月から翌年5月までの12か月に分けて、特別徴収義務者により納入されます。



令和6年度特別徴収は、令和6年5月に新年度の通知として、令和6年6月から令和7年5月までの特別徴収税額に関する通知をお送りします。

ただし、年度の変わり目の令和6年6月頃までは、前年度の令和5年度特別徴収税額に関する通知も送られることがあります。

そのため、毎年5月から6月の間に届いた前年度の特別徴収税額の通知については、次のとおり取り扱いください。

【減額の場合】

通知に記載された税額変更があった月が、概ね既に特別徴収済みの税額に係る減額であることから、特別徴収義務者での調整ができないものとなっています。

そのため、全て市から納税義務者(従業員等)本人への還付手続きをいたしますので、納税義務者(従業員等)用の税額決定・変更通知書のご本人様への配付のみお願いします。

特別徴収義務者での翌月以降の納入額による調整は不要となっていますので、ご注意ください。

もし特別徴収義務者で調整されると、納税義務者(従業員等)本人への二重還付となるおそれがあるため、5月分(6月10日納期限)の納入については、税額変更前の特別徴収税額で納入願います。また新年度6月分以降との間での調整もされないようお願いします。

【増額の場合】

納税義務者(従業員等)本人宛てに納付書を送付するため、特別徴収税額に変更がないので、特別徴収義務者宛てには通知を送っていません。

【異動処理の場合】

提出された異動届のとおり処理となっているかのご確認をお願いします。

通常の異動処理の通知と取り扱いに違いはありません。

毎年5月から6月にかけては、新旧両年度の特別徴収税額の通知が送付されますので、市から送付される通知書に記載されている年度の表記にご確認ください。

5 従業員等の異動(退職や転勤等)

①「給与所得者異動届出書」

納税義務者(従業員等)が退職や転勤等により、給与の支払を受けなくなった場合には、特別徴収が継続できないため、「異動届出書」の提出が必要になります。

「異動届出書」は、既に徴収された税額がどの月分までで、残りの未徴収の税額についてどうするのかを記入して提出いただくものです。

➔ 異動届出書の記入方法 17～18ページ

		未徴収の税額の取り扱い
退職	普通徴収へ切替	納税義務者(従業員等)本人の自宅に納付書送付
	一括徴収※	特別徴収義務者で退職時の給与等からまとめて徴収して納入
転勤	特別徴収を継続	納税義務者(従業員等)の新しい勤務先で特別徴収

※一括徴収 ア.令和6年(2024年)6月1日から12月31日までの退職の場合:本人の申し出により一括徴収が可能
イ.令和7年(2025年)1月1日から4月30日までの退職の場合:本人の申し出がなくとも原則一括徴収

給与の支払を受けなくなった月の翌月10日までに、必ず提出願います。

提出が遅れた場合には、特別徴収が継続されたままの状態であるため、未納分について督促状等を特別徴収義務者に送付することがあります。

特に普通徴収へ切り替えの異動届の提出が遅れた場合には、納税義務者(従業員等)への納付書の送付も遅れることになりますので、提出期限を厳守いただきますようご協力をお願いします。

また、退職による異動の場合には、退職日までに支払った給与支払報告書を翌年の1月31日までにご提出願います。

②「特別徴収切替依頼書」

前年中に給与の支払を受けている4月1日現在の在職者は特別徴収が義務付けられていますが、年度の途中で新たに雇用した従業員等の特別徴収が義務付けられていない従業員等についても、年度途中で特別徴収に切り替えることができます。

➔ 切替依頼書の記入方法 20ページ

ただし、普通徴収の納付書で従業員が納付を済ませた分や納期限が過ぎている分である場合や、ほかの給与支払者で既に特別徴収されている場合は、特別徴収へ切り替えることはできません。

納税義務者(従業員等)本人の未納の納付書については、重複納付を防ぐため、特別徴収義務者にて回収し、破棄していただきますようお願いいたします。

「給与所得者異動届出書」及び「特別徴収切替依頼書」のいずれも、市での処理が完了しましたら、特別徴収義務者に「特別徴収税額決定・変更通知書」にて通知しますので、処理内容についてご確認いただきますようお願いいたします。

6 退職手当等に対する特別徴収

退職所得にかかる市・府民税については、所得税と同様に他の所得とは分離して、退職手当等の支払の際に支払者が税額を計算して徴収してください。また、徴収した月の翌月10日までに納入書表面の「退職所得分」及び裏面の「退職所得に係る市民税府民税納入申告書」に必要事項を記入して、納入してください。

➔ 納入書の記入方法 15ページ

なお、退職所得については、退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在に住所を有した市町村に納入します。